

# 社会福祉法人福生会 3カ年計画

(第四期3カ年計画 2018.4.1～2021.3.31計画)

## I. 作成にあたって

国では、平成29年度より社会福祉法人制度改革を施行し、定款変更を含む、理事・評議員・監事の役割分担と権限、法人運営の見直しと透明性の確保、地域における公益的な取り組みを指導してきました。また、平成30年度においては、診療報酬と介護報酬の同時改定が行われ、介護報酬は0.54%の引き上げのプラス改定とはなっていますが、新たな役割と責務が設けられ、加算についても取得しにくいものとなりました。さらに、2025年に向けてより少子高齢化が進む中、国では「地域包括ケアシステムのさらなる進化」が提唱され、住み慣れた地域で、出来るだけ在宅で介護を進めていく方法をより進める方針となってきています。今回の介護保険法や介護報酬の改定の中身を見ると、今まで以上に、医療（医師）との連携が強化されると共に、施設での看取りや認知症施策・リハビリテーションの充実により、心身共に改善を図る必要性を打ち出しています。

また国では、福祉の人材確保の施策として、「介護離職ゼロ」・「1億総活躍社会の実現」・「働き方改革」等も進めてはいますが、いまだ成果は出ていません。このため、各施設とも人材確保の観点から、職員の処遇改善や定年制の見直し、職員の研修制度の見直しや資格取得、働きやすい職場づくりや組織体制の見直し、ICT（介護ロボットやコンピューター等）の活用と業務の省力化が進められてきています。

当法人も上記内容を含む改善や改革も行わなくてはならないと考えます。その中で、新制度への早期適用と事業継続のため全職員一体となった地域貢献の推進、地域に信頼される事業活動の展開、業務効率を上げるための個々の資質向上を含めた職員の能力向上、福祉の心を実践できる職員の育成並びに次世代の幹部職員育成、専門職員の獲得、今後を見据えた個室化の検討やICTの活用による業務省力化、そして法人本部の機能強化等が必要となります。そして同一理事長の医療拠点である谷口病院との事業連携も、より一層進めなければならないと考えます。また、来年度予定されている消費税率引き上げについても検討しておく必要があります。

また、保育園運営については、引き続き平成30年度から5年間三朝町と指定管理を継続することとなりました。保育事業も、子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定子ども園法一部改正法、子ども・子育て関係整備法)が施行され、子ども・子育て支援制度が創設されました。三朝町でも、保育施策の総合的な推進が図られています。本園は、現行制度より多くの規制がかけられる中、少子化傾向とも重なって、一層厳しい経営努力が求められることとなっています。また、保育関係職員の処遇改善や基本報酬の改定等を含めて、三朝町からの改善が提案されていますが、人材確保の観点からは、厳しい状況となっています。当法人としては、人材確保対策として、介護事業と同様の施策を実施していく必要性があります。

以上を念頭において、福生会の苑是と理念、基本方針に基づき、この度、社会福祉法人福生会 3カ年計画を作成します。

尚、この中期計画の作成にあたっては、現行の介護保険制度の改正、介護報酬等の改正、保育事業関係法令の改正、現在の社会情勢、税と社会保障の一体改革、社会福祉法人改革等を勘案し、その都度整合性を図ることが必要となります。

平成30年4月(2018)



社会福祉法人 福生会  
施設長 村尾和広